

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成24年12月11日(火曜日)
午前9時30分～午前11時07分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)
村上健二 委員 西岡 晃 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田 淳 司 議会事務局長 岩崎 敏 行 議会事務局補佐
岡崎 基 代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田 弘 司 市長 林 繁 美 副市長
高橋 睦 夫 病院事業管理者 波佐間 敏 総務部長
倉重 郁 二 総務部次長 奥田 源 良 総務部次長
藤井 勝 巳 美東総合支所長 堀 洋 数 秋芳総合支所長
田 辺 剛 総合政策部長 篠田 洋 司 総合政策部次長
佐々木 昭 治 総合政策部企画政策課長 末岡 竜 夫 総合政策部地域情報課長
久保 毅 上下水道事業局長 三戸 昌 子 上下水道事業局管理業務課長
矢田部 繁 範 上下水道事業局施設課長 金子 彰 病院事業局管理部長
千々松 雅 幸 病院事業局経営管理課長 中嶋 一 彦 市立病院事務部事務長
池田 正義 美東病院事務部事務長 古屋 勝 美 会計管理者
西山 宏 史 監査事務局長

午前9時30分開会

委員長（河本芳久君） おはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提出議案12件につきまして審査したいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。最初に市長報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 議長さん。ご報告等ございましたら。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 委員さん、ご報告等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、議案第8号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 議案書の8-1ページをお開き願いたいと思います。議案第8号は、美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。昨年から説明会、広報等で繰り返し周知をさせていただいておりますが、平成23年5月に策定をさせていただきました美祢市地域情報化計画におきまして、美祢市秋芳通信情報施設、秋芳有線でございますが、これは、平成25年3月末に有線電話とインターネットサービス業務を廃止いたしまして、音声告知機能のみを継続して運用することとしております。このことに伴いまして、美祢市秋芳地域通信情報施設の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、改正内容の詳細につきましては、参考資料の1ページから3ページまでの新旧対照表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、どうぞ、山中委員。

副委員長（山中佳子君） 今、説明会を行ったということですが、住民への説明というのはされてますでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 住民への説明は、平成23年の7月20

日、7月22日に嘉万公民館、秋吉公民館でそれぞれさせていただいております。
以上です。

委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） その時の参加人数や何か、わかりますでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 大変、まことに申し訳ありません。今、手元に参加人数までは、把握はしておりません。かなりの方がこの場に来られて説明を聞いていただきましたが、全員じゃないことは確かです。ということで、この結果と言いますか、運営方針というのをワンペーパー作りまして、明くる月の平成23年の8月15日号の広報に、先程説明で申し上げたような秋芳有線の業務のことについてということで、秋芳地域全域に配らせていただいております。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） その後、住民のほうからこのことに対する意見とか質問とかは寄せられてませんかでしょうか。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 計画を策定した時点で、平成23年の計画を策定したのが5月でございまして、その計画を策定する以前、4月1日から30日にパブリックコメントを募集をさせていただいております。その時にも特にご意見はございませんでした。

説明会のあと、何件か電話でご質問とかがあったのは、やはり残して欲しいというような話はありませんでしたが、パブリックコメント等も通じていろんな周知をさせていただいて、決定させていただいたこととさせていただきますので、大変恐縮ではございますが決定事項でございますのでということで、お断りをさせていただいた経緯があります。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） それでは、現行は第1条におきまして、農村地域における通信及び広報ほか情報活動の充実を図ることから、改正案は、農村地域における広報、その他情報活動の充実を図るというふうになっておりますが、この広報その他というのは、どの程度のことを考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 広報その他機能として残りますが、音声告知放送機能だけとなります。従いまして、音声告知放送につきましては、現状の音声告知放送そのままというのではなく、美祢地域、美東地域と同様に主に行政からのお知らせの音声告知放送を行いたいというふうに考えております。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） 昨日、議会報告を行いまして、その際に出ました意見としましては、その行政からの告知放送だけでなく、今、秋芳地域は葬儀のご案内や歳時記のいろんな情報、それから農協からのお知らせなんかも流されておりますが、そういうふうなものも続けて流して欲しいというふうな意見が出ておりますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 先程、言いましたように美祢地域、美東地域では、そのようなこと、行政サービスはしておりませんので、現在のところ、まことに恐縮ではございますが、そちらの全市統一した放送内容に統一させていただけたらというふうに思っております。以上です。

委員長（河本芳久君） 山中委員。

副委員長（山中佳子君） 聞くところによりますと、豊田前地域は、葬儀のご案内なんかもされてるようなんですが、いかがでしょうか。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 豊田前地域のみ、そういう放送があるというのも耳にしております。そこのところも今後、統一した市内平等になるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（河本芳久君） 山中委員。

副委員長（山中佳子君） ということは、豊田前地域でのそのような葬儀のご案内なんかも、これからは廃止していくという方向なんですか。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 豊田前地域におきましても、やはりほかの行政サービスの不均衡があるということで、そのような方向で検討させていただ

けたらというふうを考えております。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） 秋芳地域は、昨日も意見を言われた方が言われているんですが、もう伝統的にそういうふうな形でずっと30年近くやってきているからこれからも続けて欲しいというふうな意見が出ております。是非、検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 検討は、この場で、総務企業委員会という場で委員の方がおっしゃったご発言でございますので、検討はする必要はあるとは存じておりますが、なかなか検討、今ご要望どおりにいくかどうかというところはまでは、この場では回答はちょっとしかねます。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） 是非、持ち帰っていただきまして検討していただきたいと思います。以上です。

委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 質疑なしと認め、それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） なしということで、意見を終了させていただきます。それでは、これより議案第8号美祢市秋芳地域情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に議案第9号美祢市実費弁償条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは、議案第9号美祢市実費弁償条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の9-1ページ、参考資料につきまして

は、4ページ5ページをお開き願いたいと思います。

この条例につきましては、議会等における公聴会への参加者等に対する実費支給について規定をしているものであります。この度、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布施行されたことに伴いまして、同法の規定を引用しとります同条例につきましては条項ずれが生じたことによりまして、所要の改正行うものであります。以上であります。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、議案第9号美祢市実費弁償条例の一部改正についてを採決いたしたいと思います。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に議案第10号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。奥田総務部次長。

総務部次長（奥田源良君） それでは、議案第10号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。議案書は、10-1ページ、参考資料は6ページでございます。本条例は、本市の財政状況を公表する範囲や方法を定めたものでございますが、平成25年3月に美祢市土地開発公社を解散する予定としておりますことから、本条例から当該公社に係る規定を削除するものがございます。またそのほか、条文の字句の見直しを行っております。

なお、条例の施行期日は、土地開発公社の解散について山口県知事の認可のあった日としておりますが、平成24年度の公社の経営状況につきましては、従前のとおり公表することとしております。以上が議案第10号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） なしということですから、それでは、これより議案第10号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号美祢市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第17号美祢市下水道条例の一部改正についてのご説明を申し上げます。議案書は17-1ページ、参考資料は15ページから17ページでございます。

この条例は、第二次地域主権一括法により下水道法第7条第2項及び第21条第2項の規定が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理を政令を参酌し、条例で定めることになりましたことから、美祢市下水道条例の一部を改正するものでございます。

まず、下水道法第7条第2項の規定の改正により、公共下水道の構造の基準は、地方公共団体の条例で技術上の基準として定めることになりましたので、条例第1章の次に第1章の2を加え、公共下水道の技術上の基準、第3条の2から第3条の6として定めるものでございます。

次に、下水道法第21条第2項の改正によりまして、下水道法施行令第13条を参酌しまして、第3章の次に第3章の2を加えまして、終末処理場の維持管理について第20条の2として曝気、汚泥処理等必要な事項を定めるものでございます。

なお、この改正は公布の日から施行するものでございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 参考資料の15ページなんですが、1章の2の中で公共下水道の工事の技術上の基準とありますけど、15ページ以下基準があるんですが、この基準が守られているかどうかっていった立ち入り検査とかいうのは、どこがするのでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。矢田部施設課長。

上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 只今の委員の質問でございますけど、各部門に分かれて検査があるかと思うんですけど、水質とかであればその関係の上部団体のところが検査と思います。ほかの施設については、また県とかそういう上部の関係する機関の検査と思われれます。以上です。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） 三好委員、今の説明でよろしいですか。（発言する者あり）はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 今、県って言われましたが、市は何もしないのでしょうか。県がするんでしょうか。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） それでは、ちょっと、しばらく休憩させていただきます。

午前 9時50分休憩

.....

午前10時00分再開

委員長（河本芳久君） それでは、会議を再開いたします。先程の質問に対して執行部より、矢田部施設課長。

上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 先程の三好委員の質問でございますけど。公共下水道の構造上の検査ということで、新しく施設が出来た時におのこの施設の工事の検査、処理場とか、管路、またはポンプとか、そういうふうな技術的な基準は、市のほうで行っております。以上です。

委員長（河本芳久君） よろしゅうございますか。そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それではこれより議案第17号美祢市下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号美祢市都市下水路条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第18号美祢市都市下水路条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書は、18ページの1、参考資料は18ページでございます。

この条例は第二次地域主権一括法により、下水道法第28条第2項の規定が改正され、都市下水路の管理の基準等を、政令で定める基準を参酌し条例で定めることとなりましたので、美祢市都市下水路条例の第3条の次に第3条の2から第3条の6までの5条を加え、一部改正するものでございます。同法施行令第17条の10、第5条の8、第5条の9及び第5条の11、施行令18条を参酌して、定めたものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。説明は、以上でございます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） ご意見なしと認め、それでは、これより議案第18号美祢市都市下水路条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に議案第19号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。は

い、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第19号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の設置工事等を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書の19-1ページをお開き下さい。

この条例は、第二次地域主権一括法により、水道法第12条、第19条第3項の規定が改正され、工事の施工に関する技術上の監督業務を行う工事、当該業務を行う者の資格及び水道技術管理者の資格を、政令を参酌し条例で定めることとなりましたので、新たに制定するものでございます。

まず、第1条としまして、この条例の趣旨でございます。

第2条 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事でございますが、水道法第12条第1項の規定に基づき、布設工事の定義を定めるものでございます。内容は水道法施行令第3条に倣うものでございます。

次に、第3条でございますが、水道法第12条第2項の規定に基づく布設工事監督者の資格でございます。これは、水道法施行令第4条及び同法施行規則第9条布設工事監督者の資格の規定により定めるものでございます。資格者の実務経験の最低年数の定めでございます。なお、第2項は簡易水道の特例でございます。簡易水道では経験年数がそれぞれ半分ずつの長さになっております。

第4条は水道法第19条第3項の規定に基づき、水道技術管理者の資格を定めるものでございます。水道法施行令第6条及び同法施行規則第14条水道技術管理者の資格の規定により、実務経験の最低年数を定めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 質疑なしと認め、それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それではこれより議案第19号美祢市水道布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の制定についてを採決いたしま

す。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に議案第20号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、千々松経営管理課長。

病院事業局経営管理課長（千々松雅幸君） それでは、議案第20号をご説明させていただきます。議案書20-1ページ、参考資料20ページをお開き願います。

議案第20号は、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてであります。これは、平成24年度介護報酬改定において、厚生労働省より、ショートステイについては、入所の期間も短いことから、食費は原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収することと示されたことから、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢における短期入所及び介護予防短期入所に係る食費について、一食ごとの食費を設定する改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成25年1月1日から施行するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 1日が1,380円だったけど、このように一食ずつに変えられたというのは、食べられない方もあったということなんですか。どういった意味でこの一食ずつにされたんでしょうか。食べられない方もあるので不合理だということですかね。

委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

病院事業局経営管理課長（千々松雅幸君） 三好委員のご質問にお答えいたします。従来は、1日当たり1,380円と設定しておりますが、ショートステイについては入所期間が短いということもありまして、おっしゃるとおり食べられない食事の分をとるということがありましたので、食べられたもののみ食費と徴収するという意味合いでの改正でございます。以上でございます。

委員長（河本芳久君） 三好委員、いいですか。（発言する者あり）はい、三好委員。

委員（三好睦子君） もちろんいいですけど、これは、介護施設だからちょっと、これにちょっと引っかかったのは、介護のちょっと、記憶にないんですけど、食費の減免制度というのがあって、病院の場合はあるけど、介護施設では減免制度はありませんでしたよね。それで、金額が安くなったときには、これが適用されないのかなと、ふと思ったのでね減免制度についてはどうかなと思ったので質問させていただきました。

委員長（河本芳久君） 回答は、いいですか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 勉強不足で、介護のときは、介護施設では、食事の減免制度っていうのはありました。ないですよ。どうでしたでしょうか。ちょっとわかれば教えていただきたいです。病院の時は減免、食事の減免があるんですけど、介護の時は、グリーンヒルはあれですから、その区別がどうかなと思ったのでお尋ねしました。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 介護保険の減免制度のことを聞かれておるんですか。

委員長（河本芳久君） 三好委員。

委員（三好睦子君） すいません。食事で、入院したときに食事の減免というのがあるんですが、これが、このグリーンヒルで適用されるのかどうかなと思った。（発言する者あり）これグリーンヒルだけのことですよ。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） すいません。介護保険に関わるので、今の質問は私が個人的に聞くことにしますので、介護のほうに聞くことにしますので。

委員長（河本芳久君） それでよろしいですか。（「はい、ありがとうございます。」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 質疑なしと認め、それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それではこれより議案第20号美祢市病院等事業使用料手

数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に議案第21号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは議案第21号につきましてご説明を申し上げます。議案書の21-1ページからでございます。参考資料につきましては、21から23ページでございます。

議案第21号美祢市手数料条例の一部改正について、美祢市行政改革推進委員会から使用料手数料の見直しについて答申を受けて作成をいたしました使用料手数料見直しに関する基本方針に基づき所用の改正を行うものであります。この度の見直しでは市の行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性、均衡の確保、コスト計算による原価を踏まえた料金設定、減免規定の適正化を基本に改定を行うものでございます。見直しの範囲につきましては、国等が定めるもの、独立採算を目指す特別会計、公営企業会計における手数料及び見直すことが適当でないことと認めるものは除いております。

また激変緩和措置といたしまして算出した結果、現行の1.5倍を超える時には、住民生活に影響を考慮いたしまして上限額を現行の1.5倍といたしているところであります。

なお平成25年4月1日より施行することといたしております。以上で説明を終わります。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

委員（三好睦子君） これでどのくらいの増収が見込まれようと思っておられるのでしょうか。

委員長（河本芳久君） はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） 只今のご質問にお答えいたします。過去の実績等で試算いたしますと220万円程度の増収となる見込みでございます。以上です。

委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、ご意見なしと認め、これより議案第21号美祢市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号平成24年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題いたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第7号美祢市水道事業補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。背表紙のない薄い冊子でございます。

この度の補正は、収益的支出のみでございまして、人事異動による人件費の調整37万円の減額と秋芳簡易水道事業の修繕費100万円の増額補正でございまして、2ページ、3ページをお開きくださいませ。予算実施計画書でご説明申し上げます。上水道事業費営業費用は、既決予定額2億7,074万7,000円に対しまして、合計52万6,000円の減額、予定額を2億7,022万1,000円とするものでございます。これは、人事異動による人件費の調整でございまして、

簡易水道事業費では、既決予定額3億4,390万5,000円に対しまして、簡易水道合計で115万6,000円の増額、予定額を3億4,506万1,000円とするものでございます。人件費の調整により美祢営業費用を386万8,000円増額、美東営業費用を114万8,000円減額、秋芳営業費用は人件費256万4,000円の減額、修繕費を100万円増額、計156万4,000円減じるものでございます。

この修繕費は、非常用電源装置の修繕、嘉万麓線の本管修繕など秋芳簡易水道で修繕費が高んでいますことから、100万円の増額をし、年度末までの修繕に備えるものでございます。

この結果、一番下の行でございますが、収益的支出の合計は63万円増額しまして、予定額は6億1,528万2,000円になります。

6ページ、7ページをお開きください。予定損益計算書でございます。7ページ下から三行目でございますが、この補正によりまして、今年度の予定する純利益は5万1,000円になります。繰越利益剰余金798万5,000円と併せますと未処分利益剰余金は803万6,000円になる予定でございます。以上で説明を終わります。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 予算についてはわかりきってることですから質問は別はないんですが、昨晚赤郷の交流センターで議会報告をさせて頂いた時に、ちょっと中屋さんのほうから、名前出して悪いんですが、宿泊施設を経営なさってるんで敢えて名前申し上げましたが、ご意見があったんですね。

先ず前提としてあの地区は簡水ですよ。（発言する者あり）そのつもりでお答えしたんですが、12月6日から突如夜の11時から朝の5時までですか、今断水状態だというご意見があったんですね。宿泊のお客さんに11時から水を使って貰っても湯を使って貰っても困るというような状態が来ると。そこでその断水するという通知も当日手にしたところおっしゃるんです。電話等では2日か3日前に連絡があったとこういうことで、予約のお客さんに対しても対応出来なかったんだろうと思うんですね。

そこでお尋ねなんです、中屋さんにお尋ねしたら、ここ数年でそういうことはなかったと。かつて一度あったというようなニュアンスだったんですが、あの辺の水量が十分あればこういう事態起きないだろうと思うんですが、その辺の予測とそれからなぜ今回起きたのか、何か事故があったのか、それとも元々水量が足りないのか、ちょっとその辺をお答え頂きたいと思うんですが。

委員長（河本芳久君） はい、矢田部施設課長。

上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 只今の竹岡委員のご質問でございますけど、今該当してるところは美東簡易水道で、水溜浄水場というところが取水場になるんですけど、今年秋9月、10月の台風も来なかったということで、異常な少雨でありまして、井戸の水位が非常に低くなり、11月下旬より部分的に減圧をし

て給水の制限を一部しておいた訳ですけど、12月4日の日水位が非常に下がって、秋芳・美東分室と施設課、事業局の中で6日から夜間断水をしようということで決まりました、4日の日に防災無線にて関係区に放送をかけました。

また5日には関係区長さんをお願いの文書を渡して、各戸に配布をお願いするということをお願いをいたしました。そして6日の午前中には営業関係、宿泊施設とか大規模な施設には分室の職員が行って、直接行ってお話ししておりました。その関係もありましたけど、周知には至ってなかったということはお詫び申し上げたいと思うんですけど。この水溜浄水場は合併前15年、19年と2回、秋に少雨の時には下がったという経緯もあります。今年も少雨ということで、異常に下がったんですけど、先週末ちょっと雨が降りまして若干ながら水位が戻りましたが、一時は安定水位に達してないということで、いつか雨量がないと水位が上がってきません。

予定としては12月末ぐらいまで予定はしておるんですけど、夜間断水をして対応をしたいと、今、考えてる次第でございます。（発言する者あり）今後の雨量ですね、雨量の状況を見て決めなければならないんですけど、その雨量の水位の回復を持って対処を考えております。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 宿泊客の方に夜の11時から朝の5時まで水を使うなど。中屋さんがきつくおっしゃったのは、美祿市がジオパークの認定でやってるが、地元でこういう状態ではジオどこじゃないよという言い方だったんですね。

19年にもそういう例があったということならば、今の10月ですか9月、10月雨量の問題もわかってたと思うんですね。中屋さんも言われるのは、バタバタバタバタと当日になって文書が手に届くような対応では、私が商売してても恐らく言いたくなるだろうと思うんです。

かつて台風の時やったですかね、断水した時、お年寄りの食事なんか作る時に水がなかったらどうしようもない。事故があっちゃ困ると遠くまで水を汲みに行って、そして対応したと。水道課に電話入れたら10リッターがあと1本しかありませんと。それじゃったらお年寄りに何かがあった時に困るだろうからということで、私どもは自力で水を汲みに行ったことがあるんです。

宿泊客の皆さん方がせっかく来られても、こうした断水でということになれば、

ジオどこじゃないよとおっしゃるのは私よくわかると思います。是非ですね早急に対応して頂いて、今から雨量を見て対応するんじゃないかと、どうやってフォローしてあげるか、そうした営業してる方に、これは大事なことだと思うので、委員会終了後直ちにそういう手立てを取って頂きたい、こういう要望を加えて終わります。委員長（河本芳久君） これは要望ですね。（発言する者あり）それではほかに質疑ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それではこれより議案第7号平成24年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第47号権利の放棄についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案第47号権利の放棄についてご説明いたします。議案書の47-1ページをご覧ください。

現在美祢土地開発公社では、平成23年2月に作成いたしました美祢市土地開発公社経営改革方針に基づき、平成24年度末の解散に向けて公社の全ての債務を解消する事務を進めております。このため、美祢市が債務保証を付しておりました美祢市土地開発公社の民間金融機関からの借入金残額20億4,365万4,499円につきましては、美祢市が償還を行ったところでございます。しかしながら美祢市が代位して弁済を行いました金額のうち、美祢市土地開発公社から代物弁済として受けました土地の時価相当額17億2,956万8,297円を除いた3億1,408万6,202円につきましては、返済を受けることが出来ず、美祢市土地開発公社からこの残債務につきまして債務免除の依頼がありましたことから、この度、公社を解散するための債務解消として3億1,408万6,202円の求償権を放棄するものでございます。

以上の理由により、美祢市が美祢市土地開発公社に対する求償権を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により市議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 小さなことでちょっとお伺いします。地方自治法96条第1項ってというのはたくさん権利放棄の項目が定めてありますよね。権利放棄をするからには、美祢市土地開発公社がもう何にも資産がありませんという何か証明書のようなものが必要なのかどうか。何にもなしで、これ債務返済できませんと。それだけでいいのかどうか、ちょっとお伺いしたいんです。意味はおわかりでしょうか。

委員長（河本芳久君） 佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） 坪井委員さんのご質問にお答えをいたします。今、美祢市土地開発公社につきましては、先程申しました金額のところでは、美祢市土地開発公社に対して、美祢市が出資をしております。この出資につきましては、美祢市は土地開発公社に1,000万ほど出資金がございます。しかしながら、この本公社の定款に示されておりますように出資金は基本財産でございます。また解散後精算する中で資金が必要となった時には、この出資金を充当することとしております。

なお、この出資金につきましては、公社清算後、平成25年度におきまして、精算における残余金として一般会計の歳入として、収入としていれるという見込みでございますので、現在、資金は残っておるということで、説明させていただきます。以上です。

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 普通ですね、権利を放棄するっていうのは、もうどうしても相手が債務を履行する能力がありませんという状態の時ですね。通常は、どうするかと、いろんな方法があると思いますが、例えば個人にお金を貸して、それが返ってこないという場合には、何の能力もありませんという場合は、例えば自己破産の手続きを取るんですね。そして個人が免責決定を受けたら、確かにそうですね。公の証明になるんですが。私が質問したのは、そういうものは必要ないんで

しょうかと聞いてるんです。意味わかりますか。

委員長（河本芳久君） はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） 坪井委員さんのご質問にお答えをいたします。私どものほうとしましては、土地開発公社から美祢市に対しまして、免除をいただきたいという通知を、依頼文書を受けておりますので、正確な今、委員さんがおっしゃいましたような文書のようなものは、公社からは出ておりませんが、それを持って今現在、解散をするためにこのような形で議決をいただきたいという形で処理をしております。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ、坪井委員。

委員（坪井康男君） わかりました。そうだと思いますが、念のため、普通の一般論から言うとね、相手がもう何にもお返しする資産がありませんという証明が必要だと私は、一般論しては認識しております。ですから、開発公社の場合は文書一本でそれになるのかどうか、そこのところをお聞きしているだけで、単に手続き的な話ですから、もしあれだったら、もう一遍確認していただければと思います。以上です。

委員長（河本芳久君） いいですか。はい、今、答えられますか。（発言する者あり）はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） すいません。確認してまたご連絡をさせていただきます。

委員長（河本芳久君） それじゃあ、この件については確認後、後日報告すると。こういうことでよろしゅうございますか。そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それじゃあ、質疑なしと認め、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それではこれより議案第47号権利の放棄についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第47号は原案のと

おり可決されました。

次に議案第48号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。（発言する者あり）

それでは一応48号、49号同じ管理者の指定についてでございますので、一括して説明を求めます。はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 議案書の48 - 1ページ、49 - 1ページをご覧頂きたいというふうに思います。

委員長からのご指示がございましたので、48号、49号一括してご説明をさせていただきます。議案第48号、第49号はそれぞれ美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてでございます。

まず、議案第48号は美祢市地域交流ステーションのうち、於福地域交流ステーションの指定管理者の指定についてでございますが、団体の名称は於福地域交流ステーション推進協議会でございます。

続きまして、議案第49号は同施設のうち厚保地域交流ステーションについてでございます。団体の名称は厚保地域交流ステーション振興協議会でございます。いずれの施設も指定の期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございまして、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、市議会の議決を求めるものでございます。

なお、団体の詳細等につきましては、於福地域交流ステーションが参考資料の89ページ、厚保地域交流ステーションが参考資料の92ページのとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。48号と49号一括してご質疑ございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） お尋ねします。この場所というか、いつも気になるんですけど、美祢は寒いので、学生さん達が時間待ち合わせとかで本当に困っておられますが、暖房設備はどのように、市が何か提供されるのでしょうか。それとも何か経費の削減云々ってありますけど、これは見れば半分ぐらいになってますけど、そういった暖房の設備のこともこの中に入っているのでしょうか。暖房の設備は、市がこういったものとかいうのがあっていいのでしょうか。お尋ねします。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 三好委員のご質問にお答えします。6月議会に設置条例を可決していただいたときにも同じような質問をいただいたと思います。暖房施設は、きちっと市のほうで設置いたします。ただし、待合室においてはございません。あくまで今の会議室のほうの暖房施設になります。そのとき6月議会でも、待たれている高校生が会議室が空いているときには、そこで暖をとっていただけても、差し支えないというふうにお答えをさせていただいております。以上です。

委員長（河本芳久君） いいですか、三好委員。

委員（三好睦子君） 話によると何か、自然エネルギーで何か木質か何かをするようなんで、何かそういったモデルケースか何かになるようなことを聞いたような気がしますけど、そういった経過はないんでしょうか。何かペレットのストーブとか。

委員長（河本芳久君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 実は、農林中金のほうに県を通じて木質ペレットストーブの設置申請を2箇所ともしております。正式に文書による回答がまだ来ておりませんので、申請をしておるということだけしか、今この時点では申し上げられません。以上です。

委員長（河本芳久君） ほかにご質問ございませんせんか。はい、山中委員。

副委員長（山中佳子君） 今回、債務負担行為の補正といたしまして、それぞれのステーションに591万9,000円上がっておりますが、具体的な事業内容、この金額で3年間出来るものなのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

委員長（河本芳久君） はい、末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 両施設の申請団体の申請書におきまして、当初この指定管理料3年間の指定管理料というのは提示した状態で公募しております。この中の内訳でございますが、主には人件費、それから光熱水費、事業費等に充てられております。これで運営できるのかということでございますが、審査会等でもこの中の内容をしっかりチェックしていただいた結果、しっかりとした運営が出来るということで指定の議案を上程させていただいているというところでございます。以上です。

委員長（河本芳久君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 質疑なしとし、それでは本案に対する４８、４９号でございますが、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） ご意見なしと。それではこれより議案第４８号美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に議案第４９号、同じく美祢市地域交流ステーションの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第４９号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案１２件につきましては、審査を終了いたしました。それでは、その他、委員の皆様から何かご発言がございましたらお願いいたします。はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） それじゃあ、あのその他ということで質問を申し上げます。あの私は先般、９月定例議会の総務企業委員会、９月１０日でございましたが、この席上で企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団の主たる事務所の登記上の所在地と実態が異なっていると。この違うことについて、原因、経緯の説明を求めました。それに対しまして、９月２６日の本会議で波佐間総務部長より詳細が、間違った経緯の説明がございました。その説明のあとで、波佐間部長がこの事情を事業団に伝えて、主たる事務所の所在地、３０５８番地３は誤りであるから、これを正すようにというご連絡をいただき、その後ちゃんとなったとお伺いしておりますが、そのとおりになったのでしょうか。まず第一点、お伺いしたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 只今、坪井委員の質問にお答えいたします。9月議会で報告申し上げました後に、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団のほうに地番の訂正についての連絡をいたしまして、去る11月22日に変更されたということで、11月28日に市のほうに届出が、変更届がなされております。以上でございます。

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） あの今、きちんとした届けが出てると。こういうお話しですが、その届出の内容を是として、是っていうか、正しいとしてお受け取りになりましたかお聞きします。

委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 変更届に記載されているものを受け取りました。以上でございます。

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） あの、実は私もですね、そのような情報をいただきましたので、登記所に行きまして、この以下事業団と言わして下さい。事業団の履歴事項全部証明書を取りました。そうしますと、主たる事務所の位置として山口県美祢市大嶺町東分3058番地49ということで、きちんと正しい所在地で登記がされておりました。

ただ一点疑問が残るのは、その右側に普通は、あの登記というのはですね、登記原因を必ず書くことになっています。何々だからこういう登記をしますよという、その形になっております。これ見ますと、平成24年11月12日移転となっております。これは、私の認識でございますけれども、少しおかしいんじゃないかなあと考えております。なぜならば、元々の3058番地の3は誤った登記であったわけですが。誤った登記の場所から正しい登記の場所に移転ということは、登記上普通は考えられません。私の認識では、正式には平成24年11月12日錯誤による更正という登記であってしかるべきだろうと思います。ただ、これは私の認識でございますから、この点ぜひ弁護士さんにご相談の上、これで正しいとおっしゃれば、もうそれで結構ですが、いやこれはちょっと登記上問題があるよということであれば、もう一度再度事業団に修正、訂正の登記をされるように、弁護士さんに聞いていただきたいなど。お聞きになった結果をこの12月議会に終わるまでに、ご

報告を願えればと思います。それが一点です。

それから次の問題ですが、これは9月の議会のときも申し上げておりましたが、土地の賃貸借契約ですね、この件申し上げたと思いますが、内容はもう既に皆さんお忘れになったかと思うんで、もう一度繰り返して言いますと、平成15年の8月15日に美祿市長と事業団代表理事との間に契約書が締結されております。9月のときに私が申し上げたのは、相手方の事業団の住所、所在地が書いてないんですよ。これは、おかしいではないかというふうに申し上げましたが、この件について第一点の質問なんです、通常、市が土地の賃貸借契約を結ばれる前に相手方の住所を書かないというケースっていうのは、しょっちゅうあるものでございましょうか、お答えいただきたいと。

委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 契約の双方の住所、氏名、通常は記載するというのが通例だというふうに認識しております。

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） そうしますと、この平成15年8月15日付の土地賃貸借契約は、これは間違いだと認識してよろしゅうございましょうか。お答え下さい。

委員長（河本芳久君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 当時の契約で住所、相手方の住所を記載していない事情は、今は定かにはありませんけれど、相手方の住所がないということで、契約内容そのものについて相手方との契約が無効になるというふうには考えませんが、契約の書式上不備があったということには、不備があったということは間違いがないというふうに思います。

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） はい、それじゃあ、あの次の質問です。同じ土地の賃貸借契約のことですが、物件の表示、貸借物件の表示というのがございます。それには、所在地、これは結構です。地番、3058の49、これも結構です。その次に地目が雑種地ということになっております。それから地積が323.88平米ということになっております。この地目、雑種地はこれは事実の問題として、これ間違ってます。なぜならば、3058番地の49の登記簿です。ここにあります。平成15年8月17日、地目変更って、国土調査による成果ということになっておりまして

323.80平米になっております。疑問があればお渡ししましょうか。つまり8月15日の段階では、これ雑種地じゃないんですよ。宅地になってます。じゃあ、この今のさっきの住所の問題とこの問題、疑問があればお出ししますが、これ有効な土地の賃貸借契約って言えるか、これもひとつ弁護士さんに相談の上、もうきょうは、結構ですから、相談の上、この議会終了までにご連絡をいただきたいと思います。

それから次の質問です。実は、これは9月のときに申し上げておりませんが、実は、市長さん何か具合が悪いんですか。(発言する者あり)じゃあ、何かうなっておられるから。(発言する者あり)はい。(発言する者あり)いいですって、それどういう意味ですか。(発言する者あり)私ね、今ね市民の代表として質問してるんですよ。じゃあ、あなたそのような姿勢はね、市民みんなわかりますよ、テレビで。私は市民の皆さんに知ってもらうために言ってるんですよ。(発言する者あり)はい。そのように捨て鉢があればですから、そんな市長さん、ちょっと私信じられない。次にいきます。同じようにですね、実は、別の法人でNPO法人萌という法人があります。ここの所在地はどこだご認識でしょうか、お伺いします。

委員長(河本芳久君) 執行部、これについてどうですか。(「委員長判断やから、何とも言えんけども、何やったらまとめて」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

市長(村田弘司君) 今、質問を受けたから、そのことに関して市長としていうことですね。先程からいろいろお話しを聞いてます。平成15年の時代、ですから旧美祢市の時代の契約行為に関するお問い合わせが主だろうというふうに思ってます。特定の団体に対するいろんなことを調査されておられるんでしょう。そのことについて特化をして、いろんな事務的な瑕疵があったんじゃないかというご質問だろうと思います。このことは、総務企業委員会の中で審議をするべきものなのか、また答弁すべきものなのか。もし、議員としてお調べになっておるのか、または美祢市民としてお調べになっておるのかよくわかりませんが、個別に執行部のほうにお問い合わせがあれば、そのことをきっちりお答え申し上げたいと思いますし、また古い時代のことですから、手元にその資料がないということもありますんで、ここでひとつひとつ、今、五つか六つ言われましたけれども、一応お聞きをしておきますけれども、この場でやるのが適正かどうか、まず委員長にちょっとお伺

いしたいと思います。

委員長（河本芳久君） はい。委員長としては、市の財産管理に関わる事項ですから当然総務企業委員会として一応意見がございましたので、その質疑の場として取り上げております。どうぞ、これについて今答弁ができないということになれば、後日、今の件についてご回答願いたいと。なお、続いて何かあれば質問を受けます。

委員（坪井康男君） じゃあ、逆に市長さんに質問します。私は、美祢市民でありかつ美祢市の議員であります。市民としてここでは、質問できません。あくまでも私を選出してくださった美祢市の皆さんの代表の議員として、総務企業委員会のメンバーとして、ご質問申し上げております。だから、あなたは何かね市民としてやるのか、そうじゃないのかって、この区分はね何かおかしいです。そんな話はおかしいです。私はあくまでも今、美祢市民の皆様に市長さんどういふ答弁をされるかな。その答えを美祢市民に差し上げるために今、お聞きしてるんですよ。市長さん考え方間違っていないんですか。

委員長（河本芳久君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） ここは委員会ですから、委員であり、議員の立場でご質問されておられるでしょう。

ただし、この場でお話しをしていいかわかりませんが、坪井議員、議員というのはですね、バッヂを付けておられても議員、おられなくても議員なんです、公職ですから。この議会が終わったあとにですね、よく執行部のほうに参られまして、私は一市民だからだとかいう立場でいろんなことを聞かれます。議員としてこういうふうな形で聞かれるのなら、まだわかりますけれども、議会の中では、一切質問されずに、その議会が閉じた直後に執行部のほうに参られて、非常に大きなお声で調査をされるということが多々あるようです。

このことをね、うちのほうは執行部ですから一市民として、以前も随分議員になられる前に来ておられましたけれども、今は、公人の立場であるということをよくご認識になられたほうがいいと思います。個人的な今、市の所有物件に対する契約行為に関することですから、パブリックなことです。もし不備があれば、うちのほうはちゃんと調査をしてお答えを申し上げたいというふうに思いますけどね。ただ、そのことを、いろんなことがあると思いますけれども、ある一定のところはず

っと特化をされて調査をされておられるようですね。おそらく何か大きな疑義があるんでしょうけれども、こういう場で聞かれるんならいいです。先程申し上げたのは、総務企業委員会でやるのが適当か、ほかのところがいいかということも委員長に申し上げたんですけれども、ここでやられるほうがいいという委員長の判断ですから、ここで聞き置いて、また、お答えをいたしましょう。

しかしながら、この委員会が閉じたあとに、また総務部なりに来られて、先程申し上げたようなことがないことを切に私は願っております。あなたは公人ですから。

委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） 市長さん、まるで関係のないことをあなたは何で総務企業委員会で言われるんですか。冗談じゃあないですよ。（発言する者あり）いや、違います。手を挙げて言ってください。おかしい。あなたは、まるで関係ないことを何で総務企業委員会で言われるんですか。恫喝したとか、脅したとか、大きな声を張り上げたとか、証拠を出してください。具体的に言ってください。（発言する者あり）またね、ちょっと待ってください。おかしい。あなたの発言はおかしい。（発言する者あり）おかしい。まず、それを認めてください。（「委員長」と呼ぶ者あり）

委員長（河本芳久君） はい。秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 坪井議員が議員とされるのはいいです。おおいにやってください、議員活動の中でですね。

ただですね、これ委員会ですから、この委員会は総務企業の委員長権限でありますから、やはり、あの物事を問われるのであれば、まとめてわかりやすくやってください。坪井議員さんは、よくご存じだと思いますけども、我々は一切何も資料も何も無いわけですよ。だからまとめて聞かれるのであればまとめて聞かれて（発言する者あり）私の言うことを聞いてください。まとめて聞かれて、おそらく執行部も古いことは、答弁できんと思いますから。また後日それは改めて報告を受けるというふうなことでいかないと（発言する者あり）ちょっと待ってください。（発言する者あり）ちょっと（発言する者あり）あなたは、今、先程市長さんに手を挙げて言って（発言する者あり）手を挙げて言ってくれ（「よく聞きながら」と呼ぶ者あり）だからですね、おそらく執行部もスーパーマンじゃあございませんか

ら、資料もないと思いますので（発言する者あり）あのね（発言する者あり）あなたは自分の言われることとね、全然違うんじゃないですか。（発言する者あり）今、あなたはさっき手を挙げて言ってくれと言った。あなたは全然手を挙げないで人の言葉をはさんで（発言する者あり）私は、今、手を挙げて、きちっと委員長の許可を得て発言しておるわけですから。

これは私のお願いです。だからですね、今、先程から言いますように、執行部も全て答えるわけじゃありませんので、まとめて言われて答えられる部分は答える。答えられない部分は、後日改めて答えるといふうにとられたらどうですか、委員長。

委員長（河本芳久君） その意見を一応。はい、そういう形で。はい。

委員（坪井康男君） まとめて言います。NPO法人萌、これは同じ、事業団と同じ3058番地の3になってます。（発言する者あり）ちょっと、まだ私しゃべってますよ。（発言する者あり）何ですか。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） はい。

市長（村田弘司君） 先程、坪井議員に各担当部署に行かれて大ききな声を出されることがあるということを申し上げたけれども、恫喝したとか、そういったことは一切申し上げておりません。しかし、あなたは、市長が私が恫喝したと今、発言されたけども、私は一切先程申し上げてない。（発言する者あり）そのことをね、ちゃんと訂正されたほうがよろしいと。

委員（坪井康男君） きょうは、市長さんは恫喝したとはおっしゃってません。ただ最初の議会のときに恫喝的な質問するなおっしゃったのは事実であります。

委員長（河本芳久君） はい。それじゃあまとめてありましたら、簡潔にお願いします。

委員（坪井康男君） もう最後です。さっきから言いました。NPO法人萌も事業団と全く同じ3058番地の3に住所登記がしてあります。この萌に対して、刑務作業と連携した市内の事業者のIT化の促進という事業委託を毎年540万ばかりでやっています。だからこれも業務委託先の法人がですよ、住所不定のわけのわからんあれだと。これはおかしいではないですかという立場から申し上げておるんで、同じようになぜ、萌が3058番地の3になっているのか、併せて先程からの申し上げたのと併せて、今会議終了までにご報告ください。以上。

委員長（河本芳久君） はい。それじゃあ、本件については、一応意見としてそういう質問が出ておりますので、12月議会の終了までにご報告をお願いいたします。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 先程の議長がおっしゃいましたけども、古いことでもある、それから最近のこともありますよね。調査をいたします。我々は不正なこと一切しておりませんから。調査をして、ご報告をしたいけれども、それはあれですか、どうしましょうか。本議会終了までということは今、委員長がおっしゃったけれども、これはどういうところでご報告をいたしましょう。

委員長（河本芳久君） どうしましょうか。（発言する者あり）本会議しかないですよ。この委員会は、だから本会議で（発言する者あり）（「本会議のときの総務企業委員長報告の直後をお願いします」と呼ぶ者あり）はい。

市長（村田弘司君） 本会議でしたら、議長にお伺いしますけれども、その時点で執行部としてお答えをする。ただし、お答え出来る部分と出来ない部分があるかと思えます。ですからそのことをお含みをいただいて、その時にお答えをするということでご了解をいただきたい。

委員長（河本芳久君） はい。

議長（秋山哲朗君） そうですね、本会議、私が仕切りますので、そのようなことで結構だと思います。よろしくお願いします。

委員長（河本芳久君） それじゃあ、この件については、一応後日本会議において、ご報告をいただくと。こういうことで終わりたいと思います。ほかに委員の皆さん、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） ございませんでしたら、本委員会を閉会をいたします。ご審査・ご協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前11時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月11日

総務企業委員長

河本芳久